

令和6年度 島根県人材確保支援サポート業務（中山間地域等・製造業）
業務委託事業 仕様書

1 業務の背景・目的
(背景)

経済産業省が実施する工場立地動向調査を見ると、立地地選定の理由として「人材・労働力の確保」が近年、増加傾向である。また、島根県が実施する企業立地セミナーにおけるアンケート調査においても、進出の目的として「人材の確保」が最もポイントが高く、企業誘致の交渉中の企業からも「人材確保できれば進出する」といった声が多く寄せられている。

島根県企業立地計画の認定を受けた企業（以下「立地企業」という。）が、新たに島根県内に事業拠点を設置し従業員の採用を行う場合、または事業拠点の拡張を行う場合、現下の人材不足のなか立地計画に掲げた雇用計画の達成が困難なケースも見受けられる。

こうしたなか、島根県及び立地自治体並びに教育機関等が一体となり、顔の見える関係構築を図り雇用対策を実施し立地企業の雇用計画の実現をサポートしているが、特に中山間地域等においては、より充実したサポートが必要である。

(目的)

島根県内の中山間地域等における立地企業（製造業）に対して、地域事情や民間の人事・採用業務に精通した専任員を配置しサポートをすることで安定的な人材確保に結びつけるとともに、採用した従業員が離職しないよう定着対策を実施する。

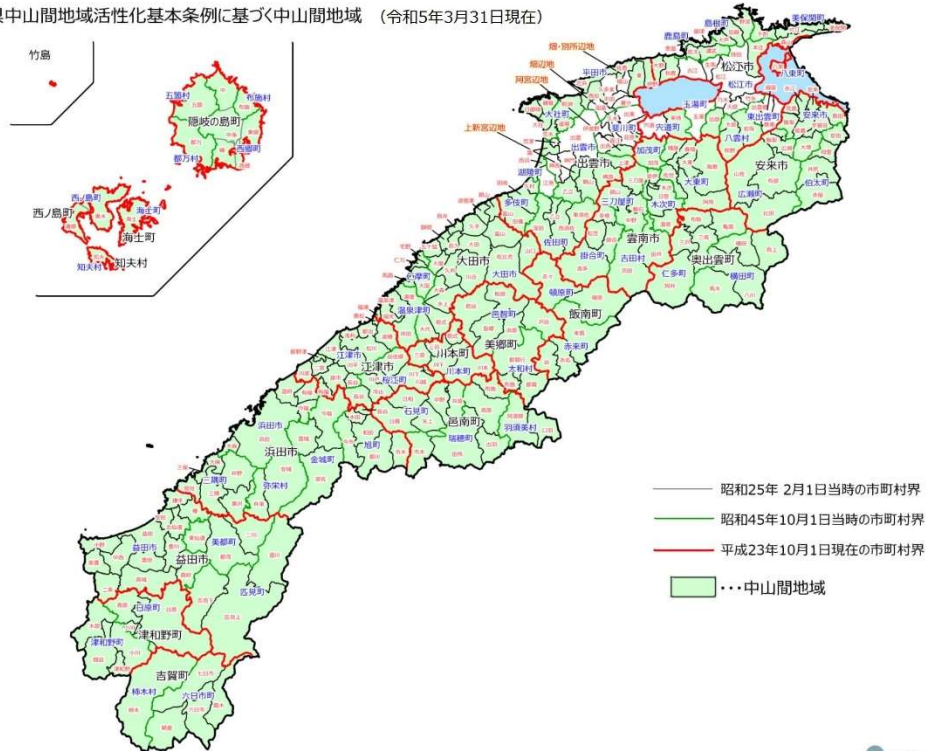
このようなきめ細やかな人材確保・定着支援のサポートを行うことを本県の強みとすることで、企業誘致の促進につなげていく。

2 業務の内容

(1) サポート対象企業

- ・ 中山間地域等（※）において島根県の立地計画認定を受け、雇用確保に苦勞している立地企業（製造業）7社をサポート対象企業とする。
- ・ 対象企業が増減する場合には、協議のうえ変更契約により行う。

島根県中山間地域活性化基本条例に基づく中山間地域（令和5年3月31日現在）



2022-014

作成：中山間地域研究センター 企画課編
作成日：令和5年3月31日

※ 中山間地域等とは、島根県中山間地域活性化基本条例に規定される「中山間地域」および、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定される「みなし過疎」をいう。

(2) 専任員の設置など

- ・上記(1)で規定するサポート対象企業の採用活動を支援する専任員1名を設置
- ・専任員は、地域事情や民間の人事・採用業務に精通したものであること。
- ・複数の専任員を配置することも可能とするが、特定のサポート対象企業に対して複数の者が対応することがないように窓口は特定すること。
- ・受託者においては、業務が円滑に行われるよう専任員の活動を補佐し、事業全体のマネジメントを行う。

(3) 専任員の業務内容

- ①サポート対象企業の個別の状況に応じて採用対策及び定着対策を支援する。
 - ・教育機関、人材斡旋機関、行政等との人的ネットワークを構築し情報収集、連絡調整
 - ・雇用環境等を踏まえた賃金処遇制度等の社内制度構築の支援
 - ・採用活動の有効手段の提案及び実施に係るロードマップ作成支援
 - ・採用活動(学校訪問、就職説明会への参加、個別面談など)のサポート
 - ・中途採用に関する人材斡旋、採用活動のサポート
 - ・企業PRツールの作成支援
 - ・継続的な採用と離職防止に向けた「働く場」の魅力向上・PR など
- ②サポート対象企業が立地する市町と連携した人材確保対策等の取り組み

(4) 進捗状況の報告

定期的に関係者が会する連絡会議(月1回程度)を開催し、サポート企業毎の支援方針に基づき、支援の進捗状況を情報共有する。

3 業務委託期間

契約日から令和7年3月31日

4 委託業務の経理

- (1) 委託料の支払いについては、業務の資金繰りに配慮し、半期または4半期毎の期初に、概算払いを行うことができる。
- (2) 委託内容に係る経費については、会計帳簿を備え、他の経理と明確に区分して収入額及び支出額を記載し、委託費の使途を明らかにしておくこと。
- (3) 委託費の支出内容を証する経理書類を整備して、会計帳簿とともに委託業務の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供することができるよう保存しておくこと。

5 その他の留意事項

- (1) 委託業務完了にあたり、帳簿類の確認ができない場合については、委託料を減額される場合がある。
- (2) 本事業は、厚生労働省の「地域活性化雇用創造プロジェクト」の採択を受け、島根県が厚生労働省の委託を受けて実施するものであり、この仕様書及び委託契約書に定めるもののほか、国の実施要領その他の規定を遵守すること。

6 委託業務の成果物・提出資料

以下のものを成果物とし、とりまとめて島根県商工労働部企業立地課へ提出すること。

- ・島根県人材確保支援サポート業務完了報告書 5部及びデータ一式
※サポート対象企業毎の活動実績が分かるもの
- ・専任員経費の内訳が分かる書類 1部